

上京区選挙管理委員会告示第19号

公職選挙法第37条第7項の規定により指定した指定投票区及び同法施行令第26条第1項により定めた指定関係投票区を変更したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

平成27年1月30日

上京区選挙管理委員会  
委員長 三村武志

	指定投票区	指定関係投票区	備考
変更前	第12投票区	第1投票区～第11投票区及び 第13投票区～第19投票区	
変更後	第16投票区	第1投票区～第15投票区及び 第17投票区～第19投票区	平成27年 1月26日変更

(上京区選挙管理委員会事務局)